【平成19年8月3日 政令第233号】

（改正後）

（第十六条の二の三　削除）

（改正前）

（顧客の有価証券を担保に供する行為等に係る情報通信の技術を利用する方法の規定の準用）

**第十六条の二の三**　第十五条の五の規定は、法第四十七条の二第二項において法第四十条第二項の規定を準用する場合について準用する。この場合において、第十五条の五第一項中「事項を提供しよう」とあるのは「同意を得よう」と、同条第二項中「提供を受けない」とあるのは「同意を行わない」と、「法第四十条第二項に規定する事項の提供」とあるのは「法第四十七条の二第二項に規定する同意の取得」と読み替えるものとする。

【平成19年7月13日 政令第208号】 （改正なし）

【平成19年3月28日 政令第71号】 （改正なし）

【平成18年12月8日 政令第377号】 （改正なし）

【平成18年6月23日 政令第222号】 （改正なし）

【平成18年4月19日 政令第174号】 （改正なし）

【平成18年3月10日 政令第33号】 （改正なし）

【平成17年11月30日 政令第355号】 （改正なし）

【平成17年7月29日 政令第269号】 （改正なし）

【平成17年6月29日 政令第230号】 （改正なし）

【平成17年2月16日 政令第19号】

（改正後）

（顧客の有価証券を担保に供する行為等に係る情報通信の技術を利用する方法の規定の準用）

**第十六条の二の三**　第十五条の五の規定は、法第四十七条の二第二項において法第四十条第二項の規定を準用する場合について準用する。この場合において、第十五条の五第一項中「事項を提供しよう」とあるのは「同意を得よう」と、同条第二項中「提供を受けない」とあるのは「同意を行わない」と、「法第四十条第二項に規定する事項の提供」とあるのは「法第四十七条の二第二項に規定する同意の取得」と読み替えるものとする。

（改正前）

（顧客の有価証券を担保に供する行為等に係る情報通信の技術を利用する方法の規定の準用）

**第十六条の二の二**　第十五条の五の規定は、法第四十七条の二第二項において法第四十条第二項の規定を準用する場合について準用する。この場合において、第十五条の五第一項中「事項を提供しよう」とあるのは「同意を得よう」と、同条第二項中「提供を受けない」とあるのは「同意を行わない」と、「法第四十条第二項に規定する事項の提供」とあるのは「法第四十七条の二第二項に規定する同意の取得」と読み替えるものとする。

【平成16年12月28日 政令第429号】 （改正なし）

【平成16年11月12日 政令第354号】 （改正なし）

【平成16年10月20日 政令第318号】 （改正なし）

【平成16年5月28日 政令第184号】 （改正なし）

【平成16年3月26日 政令第79号】 （改正なし）

【平成16年1月30日 政令第9号】

（改正後）

（顧客の有価証券を担保に供する行為等に係る情報通信の技術を利用する方法の規定の準用）

**第十六条の二の二**　第十五条の五の規定は、法第四十七条の二第二項において法第四十条第二項の規定を準用する場合について準用する。この場合において、第十五条の五第一項中「事項を提供しよう」とあるのは「同意を得よう」と、同条第二項中「提供を受けない」とあるのは「同意を行わない」と、「法第四十条第二項に規定する事項の提供」とあるのは「法第四十七条の二第二項に規定する同意の取得」と読み替えるものとする。

（改正前）

（顧客の有価証券を担保に供する行為等に係る情報通信の技術を利用する方法の規定の準用）

**第十六条の二の二**　第十五条の四の規定は、法第四十七条の二第二項において法第四十条第二項の規定を準用する場合について準用する。この場合において、第十五条の四第一項中「事項を提供しよう」とあるのは「同意を得よう」と、同条第二項中「提供を受けない」とあるのは「同意を行わない」と、「法第四十条第二項に規定する事項の提供」とあるのは「法第四十七条の二第二項に規定する同意の取得」と読み替えるものとする。

【平成15年6月27日 政令第289号】 （改正なし）

【平成15年6月25日 政令第280号】 （改正なし）

【平成15年5月23日 政令第231号】 （改正なし）

【平成15年3月28日 政令第117号】 （改正なし）

【平成15年3月28日 政令第116号】 （改正なし）

【平成14年12月6日 政令第363号】 （改正なし）

【平成14年5月22日 政令第177号】 （改正なし）

【平成14年5月22日 政令第176号】 （改正なし）

【平成14年3月31日 政令第120号】 （改正なし）

【平成14年3月27日 政令第69号】 （改正なし）

【平成14年3月20日 政令第50号】 （改正なし）

【平成14年3月1日 政令第37号】 （改正なし）

【平成13年12月5日 政令第389号】 （改正なし）

【平成13年9月21日 政令第311号】 （改正なし）

【平成13年9月19日 政令第308号】 （改正なし）

【平成13年9月12日 政令第295号】 （改正なし）

【平成13年9月5日 政令第285号】 （改正なし）

【平成13年5月30日 政令第189号】 （改正なし）

【平成13年3月30日 政令第135号】 （改正なし）

【平成13年3月16日 政令第51号】 （改正なし）

【平成13年2月9日 政令第28号】 （改正なし）

【平成13年1月4日 政令第4号】

（改正後）

（顧客の有価証券を担保に供する行為等に係る情報通信の技術を利用する方法の規定の準用）

**第十六条の二の二**　第十五条の四の規定は、法第四十七条の二第二項において法第四十条第二項の規定を準用する場合について準用する。この場合において、第十五条の四第一項中「事項を提供しよう」とあるのは「同意を得よう」と、同条第二項中「提供を受けない」とあるのは「同意を行わない」と、「法第四十条第二項に規定する事項の提供」とあるのは「法第四十七条の二第二項に規定する同意の取得」と読み替えるものとする。

（改正前）

（新設）